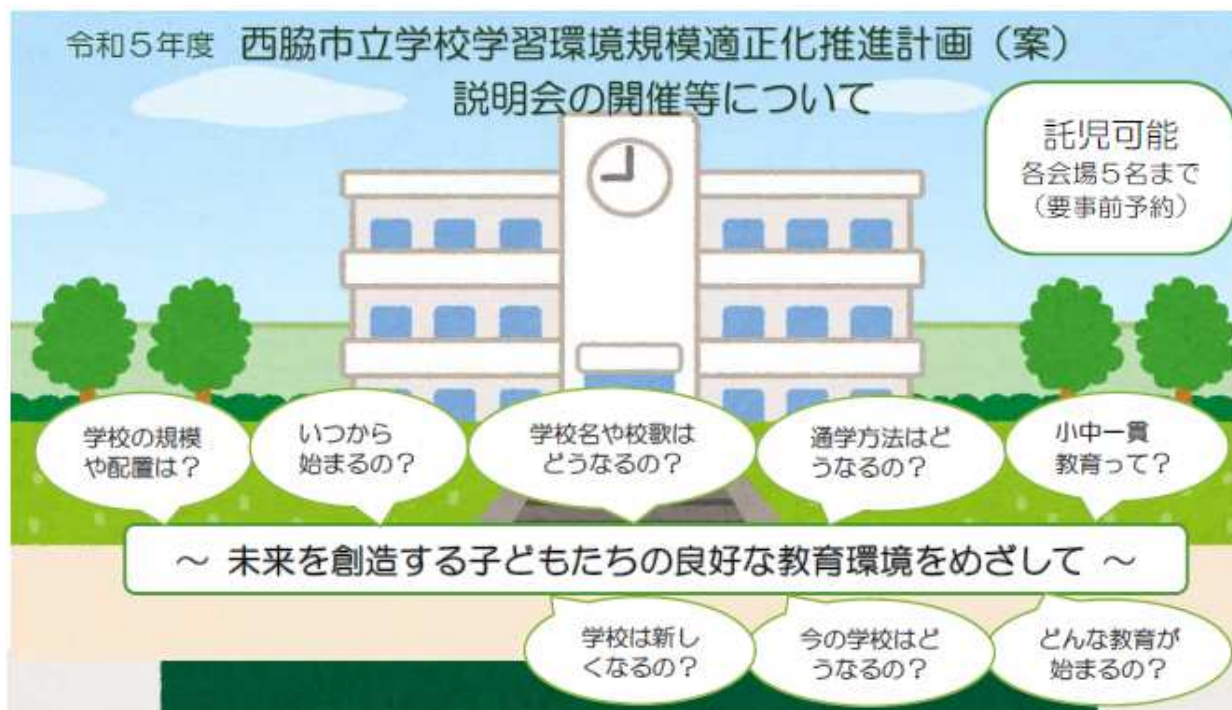


# 西脇市立学校学習環境規模 適正化推進計画(案) 双葉小学校区説明会



## 第2章 小中学校をめぐる現状と課題

### (5) 小学校の現状と今後の見込み その1

	年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
比延小	新1年	17	10	10	8	10	12	10	12	11	10	10	9	9	9	9	9
	全体数	122	109	92	74	72	67	60	62	63	65	65	62	61	58	56	55
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
双葉小	新1年	1	2	4	2	1	2	4	3	3	3	3	3	3	3	2	2
	全体数	27	24	23	16	17	12	15	16	15	16	18	19	18	18	17	16
	学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
楠丘小	新1年	25	20	17	22	12	11	11	16	15	14	14	13	13	12	12	11
	全体数	158	151	138	132	125	107	93	89	87	79	81	83	85	81	78	75
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
桜丘小	新1年	13	18	11	14	11	6	6	11	10	10	9	9	9	8	8	8
	全体数	98	103	96	94	89	73	66	59	58	54	52	55	58	55	53	51
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	6	6	6	6	6

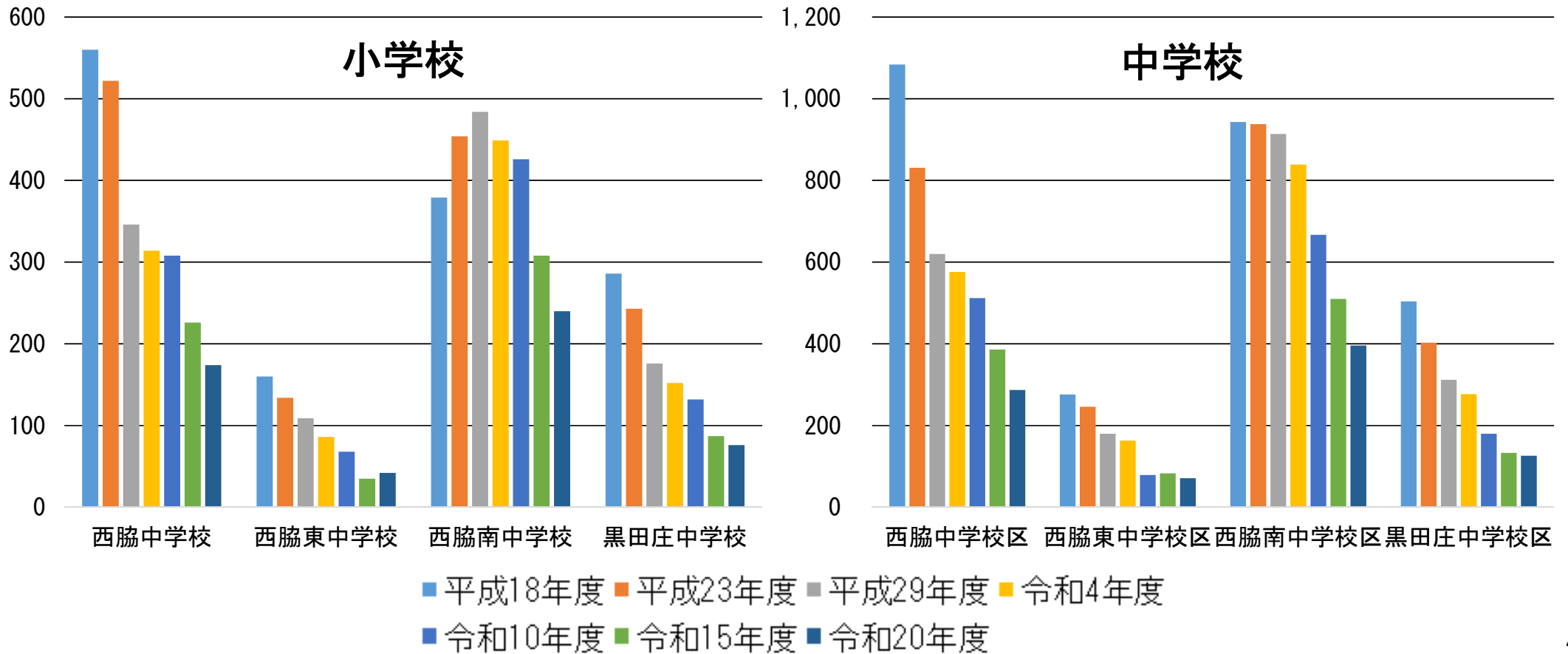
## 第2章 小中学校をめぐる現状と課題

### (5) 小学校の現状と今後の見込み その2

	年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
重春小	新1年	129	106	109	84	98	94	90	76	73	69	66	63	60	59	57	55
	全体数	748	705	706	678	632	620	581	551	515	500	468	437	407	390	374	360
	学級数	22	22	23	22	21	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	12
芳田小	新1年	11	12	7	10	0	7	7	8	7	7	6	6	6	6	6	6
	全体数	76	73	66	62	58	47	43	39	39	36	42	41	40	38	37	36
	学級数	6	6	6	6	5	5	5	4	4	4	4	5	4	4	4	4
西脇小	新1年	75	72	59	55	37	54	49	44	42	40	38	36	35	34	33	32
	全体数	414	421	419	397	370	352	326	298	281	266	267	249	235	225	216	208
	学級数	13	14	14	14	14	14	13	12	12	12	12	12	11	10	9	8
日野小	新1年	28	28	23	31	21	29	27	17	16	15	15	14	13	13	12	12
	全体数	165	164	157	165	164	160	159	148	141	125	119	104	90	86	82	79
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

## 第2章 小中学校をめぐる現状と課題

### (5) 小学校の現状と今後の見込み その3



# 第1章 西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画の基本事項

## 1 基本事項

### (1) 考え方

西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画（以下「推進計画」という。）は、西脇市立学校学習環境規模適正化検討会議からの答申に基づき、本市の将来を見据え、教育の受益者である**児童生徒にとって最適な学習環境を構築することを最優先に考え策定する**ものです。

### (2) 目的

本計画は、時代の変化に伴う教育課題に対応するため、学校規模の適正化及び学校の適正配置を推進すると同時に、**本市の将来を担う子どもたちにとってより良い学習環境を整備し、教育活動の効果を高め、教育の質の向上を図る**ことを目的とします。

## 第1章 西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画の基本事項

### (3) 期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和20年度（2038年度）までの16年間とします。

### (4) 調査・検討等

本計画は、16年間と長期間であること、また、その間社会情勢や教育制度の改正等の状況の変化が予想されることから、学校や行政等の関係者で構成する会議体（以下「調査検討会議」という。）を設置の上、小中学校統合の調査・検討を行うこととします。【令和15年度（2033年度）までに】

### (5) 進め方

本計画の推進にあたっては、保護者、地域住民、学校関係者等と共通理解、合意形成を図りながら進めるものとします。

## 第5章 学校規模・学校配置の基本的な方針

### 2 適正規模・適正配置

#### (1) 適正規模

ア 中学校

**1学年2学級以上が確保できること**

イ 小学校

**複式学級編制が生じないこと**

※ 上記条件を満たさない可能性のある学校が、学校統合の対象となります。

#### (2) 適正配置

ウ 適正な通学条件

※ 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」より

(ア) 通学時間 **おおむね1時間以内**

(イ) 徒歩・自転車の通学距離

小学生 **おおむね4km以内**

中学生 **おおむね6km以内**

## 第7章 学校学習環境規模適正化に係る留意点

### 1 児童生徒への配慮

統合後の新たな学校生活に過度な緊張や不安、ストレスを感じる児童生徒の早期発見や早期支援が必要となるため、**児童生徒への理解と心のケアが行えるよう、きめ細かいサポート体制を構築**します。

### 2 登下校時の配慮に関する取組

#### (1) 通学路の安全確保

通学路の危険箇所等については、**保護者、地域、学校の意向を把握・検討しながら、「通学路の安全確保に係る連絡会議」において関係機関と連携しながら対応**します。

#### (2) 遠距離通学となる子どもへの通学支援

小中学校が廃校となり遠距離通学をする児童生徒について、**原則として統合により通学が変わる児童生徒を対象に、JR・バス等公共交通機関、スクールバスによる遠距離通学の支援等**を行います。



## 比延小学校・双葉小学校統合校まで 4 km以上となる地区



Googleマップによって公民館等から統合校までの徒歩での移動距離から算出しています。  
また、各地区の統合校まで最も遠い民家からの距離が4 kmを超える地区も対象としています。

## 第7章 学校学習環境規模適正化に係る留意点

### 3 小中学校の廃校舎等の利活用

廃校となる学校施設は、地域の長い歴史の中で形成されてきた地域の伝統と生活文化の拠点であるとともに、地域コミュニティ活動の場、防災拠点としての機能を有してきた重要な社会資本であることから、**廃校舎の利活用・処分については、「小中学校施設等の利活用の基本方針（仮称）」を策定し、当該地域と十分協議しながら、利活用・処分等の方向づけを行います。**

## 第6章 小中学校統合推進計画

### (2) 比延小学校・双葉小学校の統合

統合の組合せ	比延小学校・双葉小学校
活用する施設	<b>比延小学校</b>
統合の時期	<b>令和11（2029）年度4月から</b>
開校準備会議	令和5年（2023）年度から設置
教育の方針	併設型小中一貫教育校（施設分離型）

※ 西脇東中学校と黒田庄中学校との統合中学校区において、1中2小の小中一貫教育を行うことから、令和5年度（2023年度）に特認校制度を利用して入学する児童が卒業する令和11年度（2029年度）に開校を目指す。

# 第6章 小中学校統合推進計画

## 3 学校統合推進スケジュール



## 複式学級とは

複式学級とは、2学年の児童数が一定の人数以下となった場合、2つの学年の授業を1人の教員が同時に行う学級のことをいう。

場合によっては45分の半が授業で、残りは自主学習となる場合がある。

※ 兵庫県の複式学級の基準は、左下の通り。

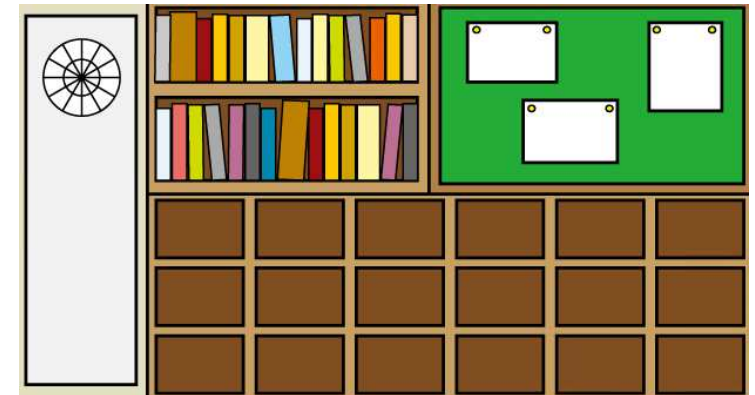
学校種別	兵庫県の基準
小学校	2学年合わせて14人以下 第1学年を含む場合は8人以下
中学校	—



### 令和5年度

1年生：2人（1人）	2年生：6人（1人）
3年生：1人（1人）	4年生：9人（3人）
5年生：6人（6人）	6年生：7人（2人）
	合計：31人（14人）

※（ ）内は校区外通学



# 西脇市立小学校小規模特認校に関する規則

平成18年9月26日教育委員会規則第3号



(趣旨)

第1条 この規則は、**自然環境に恵まれた小規模小学校の活性化及び複式学級の解消を図るため**、当該小規模小学校において教育を受けることを希望する者に対し、通学区域に関係なく市内のどこからでも就学を認める制度（以下「小規模特認校制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校制度による就学を認める小学校（以下「小規模特認校」という。）は、**西脇市立双葉小学校とする。**

(就学の時期及び期間)

第4条 小規模特認校の就学時期は、毎年4月1日とする。ただし、第2学年以上の児童を小規模特認校に就学させる場合は、この限りではない。

2 **小規模特認校制度により就学する児童は、小学校を卒業するまで当該小規模特認校に就学するものとする。**

# 西脇市立小学校小規模特認校に関する規則

平成18年9月26日教育委員会規則第3号



(審査)

第6条 教育委員会は、申請書が提出されたときは、小規模特認校長と協議の上、次に掲げる事項について審査し、当該審査結果を小規模特認校入（転）学許可通知書（様式第3号又は小規模特認校入（転）学不許可通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(1) 当該児童が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）

第5条第2項の規定により**就学すべき小学校の学級数に影響を与えないこと。**

(2) 保護者が安全な交通手段により児童を小規模特認校へ通学させることができること。

(3) 当該児童の身体等の状況が小規模特認校での生活に耐え得るものであること。

(4) 小規模特認校への1年間以上の通年就学ができること。

2 児童又は保護者の事情により小規模特認校への就学が困難になったときは、施行令第5条第2項の規定により就学すべき小学校を指定するものとする。

## 西脇市立小学校小規模特認校制度によるに就学割合の推移



	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
全児童数	30	25	29	30	27	30
特認校制度利用者数	2	4	3	6	5	4
割合	6.7%	16.0%	10.3%	20.0%	18.5%	13.3%

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
全児童数	29	28	28	25	31	31
特認校制度利用者数	3	3	8	8	13	13
割合	10.3%	10.7%	28.6%	32.0%	41.9%	41.9%

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
全児童数	30	31	34	39	31	
特認校制度利用者数	14	17	18	17	14	
割合	46.7%	54.8%	52.9%	43.6%	45.2%	

説明は以上です！ 15